## 外国人を雇う場合の源泉徴収はどうするの?

外国人を雇用することも普通のこととなりました。

外国人への給与支給から源泉徴収及び納付への 流れと、税務調査等があった場合など、どうした らいいのでしょうか?

## 【源泉徴収及び納付】

1 居住者か非居住者かを判定する

居住者とはその外国人が国内に住所を有し、 又は、現在まで引き続き1年以上居所を有する 個人とされています。

居住者に該当すると、日本人従業員と同様に 給与の源泉徴収を行うことになります。

2 非居住者に該当した場合(租税条約の検討)

非居住者に該当した場合は、その外国人の居住国(本国)と租税条約があるかどうか確認します。租税条約で免税等の措置があれば「租税条約に関する届出書」を税務署へ提出します。

免税の場合はもちろん源泉徴収の必要はあり ません。

3 免税等でない場合

免税等でない外国人(非居住者)に対しては 給与支払時に20.42%の税率で源泉徴収し「非 居住者・外国法人についての所得税徴収高計算 書」(納付書)で税務署へ納めることになりま す。

## 【税務調査等があった場合】

1 免税なのに誤って課税していた場合

徴収義務者は「租税条約に関する届出書」及び「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」を税務署へ提出します。

還付金は徴収義務者を経由し、その外国人 (非居住者)へ還付します。

2 課税 (20.42%) なのに誤って免税等として いた場合

徴収義務者は20.42%で再計算し、差額をその外国人(非居住者)から追徴し、税務署へ追加納付することになります。なお、付帯税(加算税と延滞税)は税務署から別途追徴されます。

外国人(非居住者)が退職による行先不明などで、本人から徴収できない場合には、手取り保障計算方式(グロスアップ)での再計算となります。例えば、月額20万円の給与はその外国人(非居住者)から徴収できれば40,840円の税金ですが、グロスアップであれば51,319円となり、徴収義務者が付帯税と本税を負担します。

## 【まとめ】

非居住者の源泉徴収の取扱いを見てきました。 居住者の給与は甲欄であれば88,000円まで課税 されませんが、非居住者であれば支給金額の多寡 に関わらず20.42%の税率であり、課税最低限の 枠組みはありません。

以上のような違いがありますが、非居住者の源 泉徴収手続を忘れないようにお願いします。

(国際特別委員会 木戸哲哉)